

○河北郡市広域事務組合行政不服審査条例

制定 令和7年9月1日 条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）その他法令及び条例で定める不服申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の準用)

第2条 組合の行政不服審査会の取扱い等については、津幡町行政不服審査条例（平成28年津幡町条例第7号。以下「津幡町条例」という。）の規定を準用する。

(読み替規定)

第3条 前条の規定による津幡町条例中「津幡町」とあるのは「河北郡市広域事務組合」と、「町長」とあるのは「理事長」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年9月8日から施行する。